

東北学院大学学術振興会学生会員機関誌投稿奨励金支給内規

(趣旨)

第1条 この内規は、東北学院大学学術振興会（以下「振興会」という。）の学生会員が、振興会の発行する機関誌に論文等を投稿し、掲載された場合に支給される奨励金に関し必要な事項を定める。

(申請資格)

第2条 申請者は、次の条件を全て満たさなければならない。

- (1) 東北学院大学学術振興会規程第3条第2号に定める学生会員であること。
- (2) 振興会が発行する機関誌に論文等を投稿し、掲載されていること。

(支給対象となる論文等)

第3条 奨励金の支給対象となる論文等は、次のとおりとする。

- (1) 学生会員が指導教員の推薦を得て投稿し、掲載された論文等であること。
- (2) 掲載論文等が共著となる場合は、原則として申請者がファーストオーサーであること。

(対象となる投稿原稿種別)

第4条 奨励金申請の対象となる論文等は、学術振興会機関誌投稿要領の投稿原稿種別に準じる。

(奨励金の金額)

第5条 奨励金は、1掲載当たり1万円とし、年間2回までの支給を上限とする。

(申請手続)

第6条 申請者は、次の書類を研究支援部研究支援課に提出しなければならない。

- (1) 論文等執筆奨励金申請書（所定様式）
- (2) 掲載された機関誌の目次の写し
- (3) 口座登録票（所定様式）

(事務)

第7条 この内規に関する事務は、研究支援部研究支援課において処理する。

(改廃)

第8条 この内規の改廃は、東北学院大学学術振興会役員会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

附 則

この内規は、2024年11月20日から施行し、2024年4月1日から適用する。